

議案第214号

大阪市地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案

大阪市地方独立行政法人評価委員会条例（平成19年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市地方独立行政法人大阪市立工業研究所評価委員会条例

第1条中「地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下同じ。）」を「地方独立行政法人大阪市立工業研究所」に、「大阪市地方独立行政法人評価委員会」を「大阪市地方独立行政法人大阪市立工業研究所評価委員会」に改める。

第2条中第2項を削り、同条第3項中「地方独立行政法人」を「地方独立行政法人大阪市立工業研究所」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市地方独立行政法人評価委員会の名称を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市地方独立行政法人大阪市立工業研究所評価委員会条例 (抄)

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、本市が設立する地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下同じ。）の業務の実績に関する評価等に関する事務を処理させるため設置する大阪市地方独立行政法人大阪市立工業研究所

所評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 省 略

2 委員会の事務の対象となる地方独立行政法人は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所とする。

3 委員は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所の組織及び運営に関し識見を有する者その他

市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 - 5 省 略
3 4